四　お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）第一条
五　近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）第二条第一号ト
六　中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）第一条第八号
（地方税法施行令の一部改正）
第五条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
第七条の四の二第二項第二号の二を次のように改める。
二の二　郵便貯金銀行への預金のうち郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業の業務を行うものをいう。）において新たな預入の申込みの受付が行われたものの利子　当該銀行代理業の業務を行う日本郵便株式会社
第九条の二第一項第四号中「郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局（」を「郵便局（簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」に改め、「（昭和五十六年法律第五十九号）」及び「を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業」を削り、「に限る」を「をいう」に改める。
第九条の九の二第一項第四号中「郵便局株式会社法第二条第二項に規定する」を削る。
第二十五条第一項第四号中「郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局（」を「郵便局（簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」に改め、「を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業」を削り、「に限る」を「をいう」に改める。
第五十六条の四十の三第一項中「郵便事業株式会社に係る」を削り、「に限る」を「をいう」に改める。
二　簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務又は印紙の売りさばき（以下この号において「郵便窓口業務等」という。）の用に供する施設（当該施設が郵便窓口業務等の用と郵便窓口業務等以外の業務の用とに併せて供される場合には、当該施設のうち郵便窓口業務等の用に供するものとして総務省令で定める部分に限る。）
第五十六条の四十の三第二項を削る。
附則第十一条第三十三項中「郵便事業株式会社に係る」を削り、同項第五号中「郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三条第二項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて営む業務」を「日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第三項に規定する業務」に改め、同項第六号中「郵便事業株式会社法第三条」を「日本郵便株式会社法第四条第一項（第三号及び第五号に係る部分を除く。）、第二項及び第三項」に改め、同条中第三十四項を削り、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項から第四十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条第四十五項第一号中「第四十三項第一号」を「第四十二項第一号」に改め、同項第二号中「第四十三項第二号」を「第四十二項第二号」に改め、同項を同条第四十四項とする。
附則第二十八条第六号中「郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局（」を「郵便局（簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」に改め、「を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業」を削り、「に限る」を「をいう」に改める。
（建築基準法施行令の一部改正）
第六条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。
第百三十条の四第一号中「（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を含む。）」を削る。
（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）
第七条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。
第五条の二第三十七号中「郵便事業株式会社又は郵便局株式会社」を「同法第百七十六条の三の規定による合併により解散した郵便事業株式会社（以下「旧郵便事業株式会社」という。）又は郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第一条の郵便局株式会社（以下「旧郵便局株式会社」という。）」に改め、同条に次の一号を加える。
四十一　郵政民営化法第百七十六条の五第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧郵便事業株式会社又は旧郵便局株式会社の職員としての在職期間及び日本郵便株式会社の職員としての在職期間
第九条の二第百三十号及び第百三十一号を次のように改める。
百三十　削除
百三十一　日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社及び旧郵便局株式会社を含む。）
第九条の四第三十三号を次のように改める。
三十三　削除
第九条の四第八十四号及び第八十五号を次のように改める。
八十四　削除
八十五　日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社及び旧郵便局株式会社を含む。）
（関税法施行令の一部改正）
第八条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。
第六十六条の二第一項及び第六十六条の四から第六十七条の二までの規定中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。
第六十八条中「名あて人」を「名宛人」に、「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。
第六十八条の二（見出しを含む。）及び第六十八条の三中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。
（自衛隊法施行令の一部改正）
第九条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。
別表第十第六十五号及び第六十六号を次のように改める。
六十五　削除
六十六　日本郵便株式会社
（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）
第十条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
附則第三十四条の二中「附則第二十条の三第二項第四号ニ及び同項第五号ニ」を「附則第二十条の三第二項第三号ニ及び第四号ニ」に改める。
附則第三十四条の二の二第一項中「附則第二十条の三第二項第四号ニ」を「附則第二十条の三第二項第三号ニ」に改め、同条第二項中「附則第二十条の三第二項第五号ニ」を「附則第二十条の三第二項第四号ニ」に改める。
（国税通則法施行令等の一部改正）
第十一条　次に掲げる政令の規定中「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項（定義）に規定する郵便局（」を「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条（定義）に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」に改め、「を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業」を削り、「に限る」を「をいう」に改める。
一　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第二十四条第三項第三号
二　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百六十七条第一項第一号
三　自動車重量税法施行令（昭和四十六年政令第二百七十五号）第八条第一項第八号
（行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正）
第十二条　行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。
第五号中「郵便事業株式会社、郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。